

令和6年7月13日制定
令和7年4月12日改定

名古屋市立大学交流会教員・職員表彰事業取扱要項

（目的）

第1条 名古屋市立大学交流会（以下「交流会」）は、本学または社会に貢献した教員・職員に対し、その功績を称えるために表彰を行う。

（表彰者の申請）

第2条 教員・職員は、表彰の候補者を推薦書により交流会長に推薦するものとする。ただし、他薦に限る。

（表彰者の決定）

第3条 交流会長は、前条の申請に基づき理事会で審査し、表彰を決定する。

（表彰者の通知）

第4条 交流会長は、前条の規定により表彰を決定したときは、速やかに本人及び推薦者に通知するものとする。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、表彰状および副賞を贈ることとし、交流会長がこれを行う。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、原則として、名古屋市立大学交流会総会において行うものとする。